

それゆけ! ほむらくんの 実践防火講座!

第6回 避難上必要な施設・誘導灯

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

今回は、廊下や階段、避難扉など、火災から避難する時に必要となる「避難上必要な施設」と「誘導灯」について説明します。



廊下や階段は、火災などの緊急時、「避難上必要な施設」となるんだ。
普段あまり使わない廊下や階段であっても、物を置いておいてはいけません。



廊下の物品 (例)

お店に入りきららない物を、廊下や階段に置いてあるお店があるんですけどいいのかな?



エレベーターがある建物では、普段、階段は使わないかもしれない。
しかし、エレベーターは火災の時に煙を感知すると止まるため、避難時には階段で避難してほしい。



階段の物品 (例)

お客さんはいつもエレベーターを使うんですけど?



そうなのね。他に避難する時に気を付けることはあるかしら？



避難口誘導灯



通路誘導灯



高輝度蓄光式誘導標識



避難口の扉や通路には「誘導灯」や「誘導標識」が設置されている。火災時にはこれをたどって避難してほしい。

普段の点検では、誘導灯が消えていないか、カーテンなどで隠れていないかなどをチェックしてほしい。

神戸市では、不特定多数が使用する対象物や高層建築物の避難扉は、一目で避難に使用する扉とわかるように、緑色の表示（グリーンドア）が義務付けられている。



グリーンドア



過去の火災で多数の方が亡くなられた理由の一つとして、避難施設に障害物があって避難ができなかったケースが多い。

廊下や階段、誘導灯は火災時には避難の重要な施設となるため、いつも適切に維持管理するとともに日頃から避難ルートを確認しておくしてほしい。

ほむらくんの チェックポイント!!

【関係法令】

避難上必要な施設等の管理

（消防法第8条の2の4）

（神戸市火災予防条例第49条の2）

誘導灯

（消防法施行令第26条）

（消防法施行規則第28条～第28条の3）

グリーンドア

（神戸市火災予防条例第49条の3）

【主な基準】

- 避難施設等は避難の支障になる物品を放置又はみだりに存置しないようにすること。
- 避難施設等はずまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。
- 避難施設等の付近には可燃物や引火性の物品等を存置又は取扱いしないこと。
- 避難口に設ける戸は外開きとすること。
- 避難に使用する戸は屋内からかぎ等を用いることなく解錠できる構造又は非常時に自動的に解錠できる構造とすること。

（サムターン錠や自動火災報知設備連動での解錠）

次回は

「消火器」です。

